

# 就業規則 一括届出制度

一定の要件を満たせば本社と他の事業場(支社、営業所、店舗など)の就業規則が同じ内容であるときは、本社で一括して届出をすることができます。



東京労働局

東京労働局 各労働基準監督署



## 一括届出をするにあたっての留意事項

- ア** 同一監督署内に複数の事業場がある場合、まとめて届け出ることが可能です。その際の就業規則の届出は、同一監督署管内ごとに1部で構いませんが、労働基準法第90条第1項に定める意見聴取の手続きは、一括届出を行う場合でも事業場ごとに行う必要がありますので、意見書については、事業場ごとにその正本を準備してください。

ただし、単一組織で本社及び対象事業場の労働者の過半数が加入している組合(以下「単一組織労働組合」という。)で、全事業場の過半数労働組合の意見が同意見であるときは、労働組合本部の意見書(記名押印のある正本)に「全事業場の過半数労働組合とも同意見である」旨を記載し、当該労働組合本部の意見書の写しを対象事業場分添付することでも差し支えありません。

- イ** 対象事業場の一覧表には、対象事業場の名称、所在地、所轄監督署名を付記する必要があります。

例	番号	事業場の名称	事業場の所在地	電話番号	所轄労働基準監督署名
	1	北海道支店	北海道札幌市中央区～	011-123-4567	札幌中央署
	2	札幌営業所	北海道札幌市北区～	011-765-4321	札幌中央署
	3	函館営業所	北海道函館市新川町～	0138-12-3456	函館署
	4	仙台営業所	宮城県仙台市青葉区青葉町～	022-765-4321	仙台署

※一覧表の作成に当たっては、全国に発送しますので上記のように事業場所轄監督署ごとにまとめてください。

- ウ** 本社で作成された就業規則と対象事業場の就業規則は同一の内容であることが必要ですので、初めて届出を行う場合には就業規則届出書やリスト等の欄外に「各事業場の就業規則は本社と同一内容である」旨を記載してください。

また、就業規則の変更の届出を行う場合には、「各事業場の就業規則は変更前及び変更後とも本社と同一内容である」旨を明記してください。

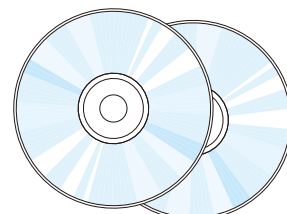
## CD-R等の電子媒体による届出を行う場合 ※フロッピーディスクによる取り扱いは終了しました。

届出に必要な書類のうち、就業規則はCD-R等の電子媒体で提出することができます。書面により届出を行う場合と同様、一括届出を希望する事業場に対応する所轄監督署数分のCD-R等を用意し、事業場ごとの意見書(書面による原本)を添付することが必要です。

### お願い

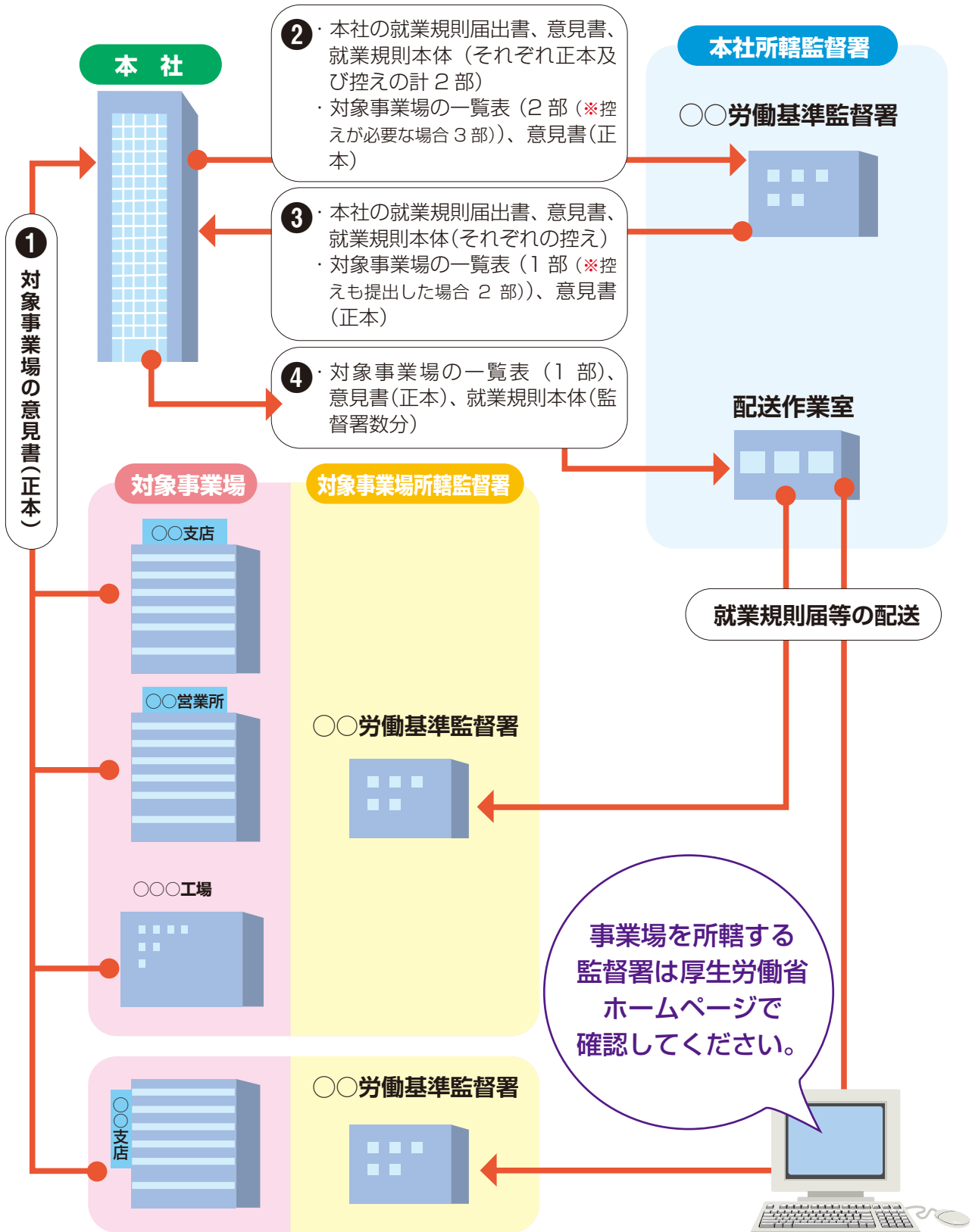
電子媒体で届出をする場合には、本社、対象事業場とも、同じ媒体を用いてください。

(本社はCD-R、支店・営業所分は、書面とする等は避けてください。)



データはHTML方式でお願いします。

# 就業規則の本社一括届出の事務処理の流れ



就業規則本社一括届出は、電子政府の総合窓口(e-Gov) <http://www.e-gov.go.jp> より、電子申請で手続出来ます。電子申請システムの操作方法等については、以下の「電子政府利用支援センター」へお問い合わせください。

## 《電子政府利用支援センター》

[http://www.center.e-gov.go.jp/tmself16/htdocs/H\\_Faq001.jsp](http://www.center.e-gov.go.jp/tmself16/htdocs/H_Faq001.jsp)

電話 0570-041-041 平日 9:00 ~ 19:00 土日及び祝祭日 9:00 ~ 17:00 FAX 017-721-0365

※ナビダイヤルに対応していない場合 017-721-0363